

# 神奈川県臨床細胞学会 会則

## 第1章 名称と事務局

- 第1条 本会は、神奈川県臨床細胞学会と称する。  
第2条 本会の事務局は、会長の委嘱する施設に置く。

## 第2章 目的と事業

- 第3条 本会は神奈川県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。  
第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
1. 学術集会の開催  
2. 機関誌の発行  
3. その他本会の目的達成のため必要な事業

## 第3章 会員

- 第5条 神奈川県に在住又は主な職場を有する公益社団法人日本臨床細胞学会会員をもって本会の会員とする。  
第6条 会員は、本会が開催する集会に関する通知を受け、集会に出席して業績を発表し、発言することができる。  
第7条 本会に多数の貢献をなしたものは、幹事会の決議に基づいて名誉会員に推薦されることがある。  
第8条 本会の主旨に賛同し本会を賛助する目的で特別会費を納入する個人、又は法人を賛助会員とする。  
第9条 会員が退会又は転居する場合は、事務局に通知しなければならない。2年以上引き続き会費を滞納し督促に応じない場合、その他本会会員としての名誉を傷つけた場合は、幹事会の決議によって退会せしめることができる。

## 第4章 役員

- 第10条 本会には下記の役員を置く。  
会長 1名  
副会長 2名（医師1名、技師1名）  
幹事 若干名 監事 2名  
第11条 会長は神奈川県に主な職場を有する公益社団法人日本臨床細胞学会正会員のうちより選出し、副会長、幹事並びに監事は会長が委嘱する。  
幹事のうち1名は庶務担当、1名は会計担当と定める。  
第12条 会長は随時幹事会を招集し、本会に関する重要事項を協議し実行する。  
第13条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。  
第14条 役員任期は3年とし再任は妨げない。ただし会長の任期は原則1期とする。また、会長指名で顧問を置くことができる。任期は1期とする。  
選出年度の3月31日時点で満65歳に達した者は、新たに会長、副会長、又は幹事に選任

しないが、監事、顧問は選任可能とする。

## 第5章 会議と集会

- 第15条 本会は、毎年1回、総会並びに学術集会を開催する。  
第16条 学術集会は神奈川県臨床細胞学会学術集会と呼称する。  
学術集会の会長は幹事会において協議決定する。  
第17条 会長は、学術集会以外に随時研修会などを開催することができる。

## 第6章 機関誌

- 第18条 本会の機関誌は、神奈川県臨床細胞学会誌と称する。

## 第7章 会計

- 第19条 本会の経費は、会費、寄付金等をもって当てる。  
第20条 会費の額及び納入方法は、幹事会に諮って会長が定める。なお、名誉会員は会費を免除する。  
第21条 本会の会計は担当幹事が管理する。  
第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本機関誌に係る費用はその例外とし、機関誌ごとに発行年度に計上する。また、会費は入会年度より発生する。  
第23条 本会の決算は毎会計年度終了後、監事の監査を経たうえ総会の承認を得なければならない。

## 第8章 会則の変更

- 第24条 この会則の変更は幹事会の決定によって行われ、総会の承認をうる。

## 付 則

1. 本会則は昭和57年9月4日から実施する。
2. 昭和60年9月7日一部改正。
3. 昭和61年8月30日一部改正。
4. 昭和62年8月29日一部改正。
5. 平成6年3月26日一部改正。
6. 平成10年9月5日一部改正。
7. 平成14年9月7日一部改正。
8. 平成20年度会計は平成20年1月1日より平成21年3月31日までとする。
9. 平成20年9月6日一部改正。
10. 平成21年9月19日一部改正。
11. 平成25年9月28日一部改正。
12. 平成28年10月1日一部改正。
13. 平成29年10月7日一部改正。
14. 令和4年12月20日一部改正。

神奈川県臨床細胞学会会長  
横浜市立大学附属病院産婦人科 宮城悦子